

# アイエム ニュース!!

夏季号

第13号

2009.7.10  
発行

当社主催

医業経営セミナー開催のご案内

## 第2期 院長夫人・後継者夫人のための 【奥様医業経営塾】

アイエム  
ISHIKAWA MEDICAL

時 間：毎回 午後2時～4時30分（開場 午後1時30分）  
会 場：石川県医師会館 4階 小会議室（金沢市鞍月東2-48 TEL：076-239-3820）  
対 象：石川県医師会会員および実務を担当の奥様  
定 員：7名限定（先着順とさせていただきます）  
参加費：全6講 20,000円（※但し、各講1回のみ受講の場合1講5,000円）

【第1講】9月15日(火)	決算書の見方、税務調査とは	講師：畠経営グループ
【第2講】9月29日(火)	やさしいマネー講座	講師：中澤 宏紀 氏
【第3講】10月13日(火)	資金繰り・経営の変化を知る、 税務調査対策・節税対策	講師：畠経営グループ
【第4講】10月27日(火)	クリニックのための人事・労務管理	講師：畠 健祐 氏
【第5講】11月10日(火)	クリニックのマーケティング戦略	講師：安川 聡 氏
【第6講】11月24日(火)	相続・事業承継対策、 医療法人化のメリット・デメリット	講師：畠経営グループ

日頃、病医院経営を陰で支えていらっしゃる奥様方に、初めての方でも分かりやすく、病医院経営について勉強してもらおう場として、昨年度に開催しました、第1期『奥様医業経営塾』の第2期をこの度開催することとなりました。

ご自身の日常のお仕事を客観的に振り返る場として、また、ご同業の奥様方との交流の場として、参加者の奥様方にとって有意義なセミナーとなることを目指しております。皆様方のご参加をお待ち申し上げます。

なお、お申込みの際は、本ニュースに挟みこんであります、申込用紙に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。

## 医療法人

# 医療法人監査の留意点とは？

### ◆ 監事の役割の強化

平成19年4月の医療法改正により、監事の職務が医療法に明記され、監事を中心とした医療法人の経営チェック体制が構築されることとなりました。

#### 監事の職務

- <以前>民法第59条に規定されたものを準用
- ➡ <現在>医療法に具体的に列挙された

これにより、医療法人という経営組織における監事の責任が厳格になり、重責になったと言えます。

### ◆ 監査を行うに際し、留意すべき事とは？

監査報告書を作成するにあたっては、以下の点に注意が必要です。

- ①監査報告書は、医療法人の業務や財産の報告に虚偽や法令違反がないことを対外的に証明するものであること
- ②監査報告書は広く閲覧に供されること
- ③作成・届出の懈怠や虚偽記載については、監事は理事とともに連帯責任を問われ20万円以下の過料に処されること
- ④万が一、診療報酬の不正請求や脱税、粉飾決算などがあれば、ステークスホルダー（利害関係者）から多額の損害賠償請求を含めた責務を追求される可能性もあること

### ◆ 監事の人選に問題はありませんか？

厚生労働省の医療法人運営管理要綱にも監事の選任について「実際に法人監査を実施できない者が名目的に選任されていることは適当ではなく、財務諸表を監査しうる者が選任されていること」と記載されています。

今後、一層厳しくなるとされる監査報告書の精度への要求に対応するためにも、その人選をしっかり再検討する必要があります。

〔文章：税理士法人ノチデ会計 代表社員 後出 博敏(税理士・医業経営コンサルタント)〕

# クリニックの 事業承継(7)

## 医療法人の事業承継対策

**Q** 後継者がいないため、M&Aによる医療法人の売却を検討しています。M&Aの形態や手順などを教えてください。

**A.** M&Aの形態には、①個人から個人、②個人から法人、③法人から個人、④法人から法人、などがあります。また、基本的に、既存のクリニックは廃止し、新規のクリニックを開設することになります。

M&Aは、合併と異なり、総社員の同意、知事の認可、債権者保護といった複雑な手続きを経ずに医療法人を取得できるというメリットがあり、近年、買い手側のニーズが増えています。

また、売り手側も、後継者がいない場合には、投下資本の回収ができるうえ、これまで築いてきた地域医療と患者さんを引き継いでもらえるというメリットがあります。

### ◆医療法人のM&Aの手順と留意点



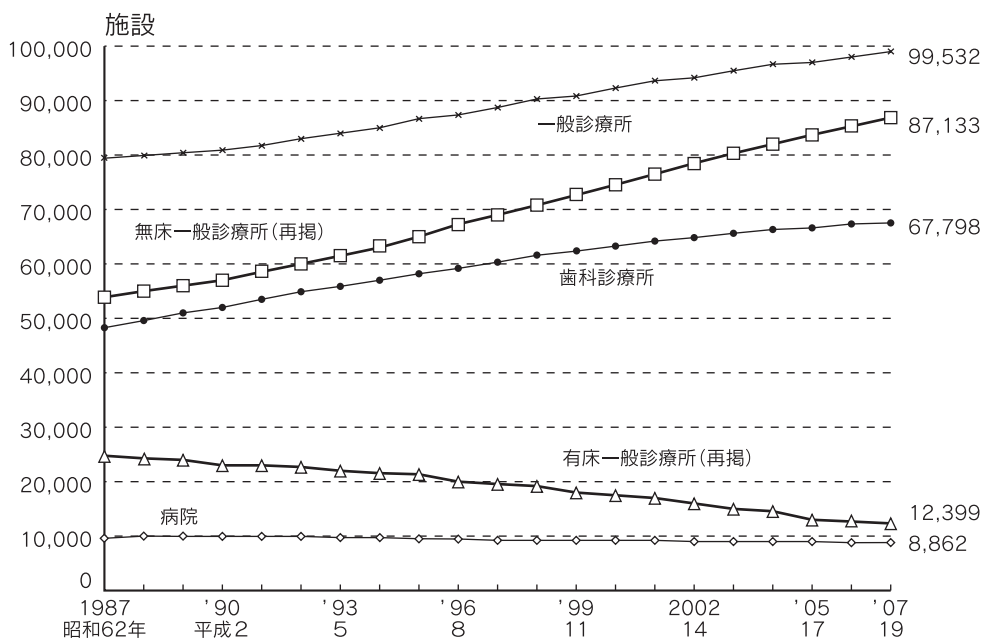
[文章:今村会計事務所 所長 今村 修(税理士)]

# 経営改善 経営相談

## 100年企業（100年承継）

100年企業という言葉があります。100年間存続している企業のことですが、100年間事業が続くと言うことは、「3代から4代に渡って事業が承継されている」ことを意味します。総務省のデータによると、我が国の中小企業数は1986年の約532万社をピークに減り続け、2006年では約419万社となり、実にこの20年間で企業数は113万社（約2割）減少しました。

因みに医療施設は「無床診療所」「歯科診療所」が増加傾向にあり、「病院」「有床診療所」は減少傾向にあります。現在、開業数が廃業数を上回っていますが、厚生労働省の統計では医療施設数の増加にも陰りが見え始めているようです。



【厚生労働省 平成19年医療施設(動態)調査・病院報告】

## 経営理念とC Iブランディング

では同じ経営環境の下で、100年続く原因は何か。その一つとして考えられるのは、これらの企業には必ず社是・社訓・経営理念があります。

経営理念とは経営者だけのものではなく、職員共通のものさしであり、自分たちが働く目的や自分たちのあるべき姿（ビジョン）がそこにあります。しかし医療機関の現実、多忙な日々の連続や入退職などにより、創業時の理念が徐々に薄れてしまうことがあります。特に「事業を承継した後」などはこの傾向がありがちです。

この理念のバラツキを軌道修正し、モチベーションを上げる対策の一つにC Iがあります。C I（corporate identity）とは一般に「企業の個性を明確にして企業イメージの統一を図り、社の内外に認識させること」ですが医療機関に於いても同様です。

ただ重視すべきはマークを創ることだけでなく、理念を構築するプロセスにあります。経営者と職員（幹部）とが真剣に議論し、その結果出来上がった経営者の「魂」が込められたマークこそ、年齢や性別、職種など様々な方が働く医療機関の現場を一つにまとめる役割があり、次号ではそのプロセス、効果をご紹介します。

【文章：畠経営グループ（株）メディカ・コンサルティング 代表取締役 松浦 実利】  
（畠&スターシップ 税理士法人）

# 労働基準監督署の 監査に備える！

## 労務管理

労務管理全般において労働基準法を中心とする法律に基づいて正しく運用がされているのかどうかを確認する目的で行われるのが、労働基準監督署による監査です。監査は、定期的に事業所を選定して行われる「定期監査」、職員等からの申告により事実確認等が行われる「申告監査」、監査や指導をした後において継続して指導が守られているか否かを確認する「再監査」があります。

その中でも「定期監査」が代表的であり、多くの事業所が受ける監査はこの形態によるものです。



### 労働基準監督署の 指導を予防する ための事前対応策

指導内容や項目はおおよそ決まっているのでチェックポイントで示す点についての整備を予めしておけば、指導についても最小限に抑制させることができます。

#### 労務管理のチェックポイント

#### 2. 賃金支払関係

- 割増賃金が適正な計算のもとで支払われているか？
- 割増賃金の計算における割増率は正しいか？
- 賃金から控除するものがある場合、賃金控除協定が締結されているか？
- 最低賃金法以上の賃金を支給しているか？
- 賃金台帳に労働日数、労働時間の記載があるか？

#### 4. 安全衛生関係

- 正職員および社会保険加入者のパート職員に対して、年1回以上定期健康診断を受診させているか？
- 夜勤を行う職員に対して、6カ月に1回健康診断を受診させているか？

#### 1. 労働基準法関係

- 労働条件を書面で通知しているか？
- 労働者名簿を備えているか？
- 就業規則を作成しているか（従業員数10名以上の病医院の場合）？
- 就業規則は、絶対的記載事項が網羅されているか？
  - 1 始業および終業の時刻、休憩時間、休日、休暇および労働者を2組以上に分けて交替で就業させる場合においては、就業時転換に関する事項
  - 2 賃金（臨時の賃金を除く）の決定、計算および支払いの方法、賃金の締切および支払いの時期ならびに昇給に関する事項
- 就業規則は法改正に対応されているか？

#### 3. 労働時間関係

- タイムカード等にて労働時間の管理を行っているか？
- 時間外労働について別途申請書を用いて運用している場合、タイムカードの計算における労働時間と大幅にかい離していることはないか？
- 時間外・休日労働に関する協定書（36協定）は、締結・提出されているか？
- 時間外・休日労働に関する協定書（36協定）に定められた時間を超過して労働させていることはないか？

※『こんなときどうする？』『なぜそうなる？』などといった質問やご意見、また様々なご要望などございましたら、遠慮なくお気軽にアイエム商会までお寄せ下さい。

〔文章：社会保険労務士法人ツインズ 代表社員 畠 健祐（社会保険労務士）  
（畠総合マネジメントオフィス）〕



# 保険 資産運用

## 生命保険 医療法人の 陥りやすい落とし穴②

前号より始まった「生命保険 医療法人契約の陥りやすい落とし穴」シリーズ。医療法人契約において、せっかく加入していても必要な時に必要な人へ保険金が支払えないようなケースが散見されます。今回は、「入院保険、三大疾病保険」についてご紹介いたします。

### 陥りやすい落とし穴 その2

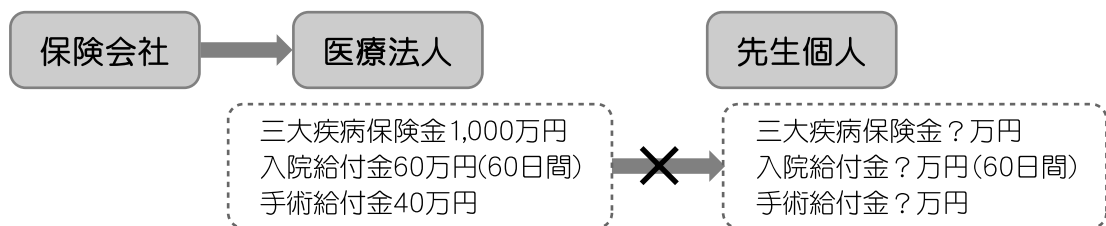
「A先生は、入院に対する備えがなかった為、医療法人としてA先生を被保険者とする入院保険（給付金日額1万円）と三大疾病保険1,000万円に加入しました」

「入院保険」や「三大疾病保険」の保険料は法人契約の場合、経費として損金算入できますから個人で支払うよりも、とてもメリットがあるように見えます。

果たして本当にそうでしょうか……。

A先生はがんで2ヶ月間入院し、退院後、保険金・入院給付金を保険会社へ請求しました。お金は医療法人の口座へ振り込まれました。

契約者：医療法人の場合



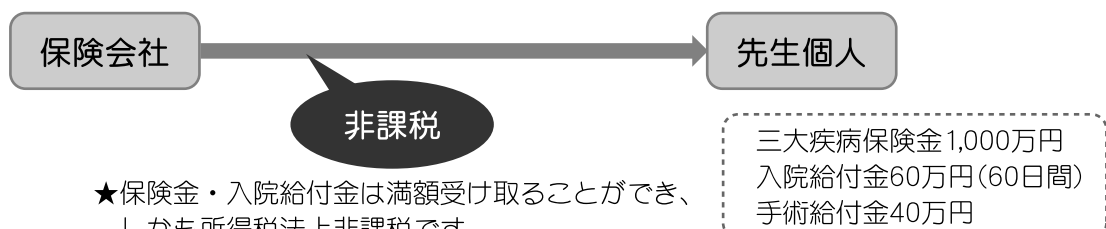
医療法人で受取った保険金、入院給付金をそのまま先生個人へ見舞金として払い出すことはできません。

社会通念上相当額のみ、見舞金として支払うことができます。どの程度の金額が相当の額であるかについては、一般に月額10～15万円ぐらいいまでとされています。

残ったお金は、法人の雑収入として課税の対象になります。

ではこの保険、先生個人で加入していたらどうでしょうか？

契約者：先生個人の場合



★保険金・入院給付金は満額受け取ることができ、しかも所得税法上非課税です

毎月の支払保険料は個人負担となりますが、必要な時に確実に満額を受け取ることができます。

このように「入院保険」の場合は、個人での加入をお勧めいたします。

〔文章：(株)リスクマネジメント・ラボラトリー 原 勝志〕

## 職員さんの接遇力アップのための 経営者の役割 ..... ~上手に注意しましょう~

前回は、職員さんを誉めるポイントについてあげさせていただきました。  
人は認められるとやる気が出て、期待されると成長すると言われていますが、「認める」には誉めるだけでなく、注意する（叱る）ことも大切です。  
今回は注意するとき（叱るとき）のポイントについて挙げさせていただきます。

下記のチェックリストで自分の注意の仕方をチェックしてみましょう

### 職員を注意する（叱る）禁チェックリスト

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> ①他人と比較して叱っていませんか？<br>「Aさんに比べて君はなんだ」    | <input type="checkbox"/> ④指示通りにしたのに、叱っていませんか？<br>「そんなこと言ってないだろう」   |
| <input type="checkbox"/> ②追加叱責をしていませんか？<br>「だいたい君はこの前も…」        | <input type="checkbox"/> ⑤脅かしていませんか？<br>「ボーナスに響くぞ」                 |
| <input type="checkbox"/> 「ついでに言うと…」                             | <input type="checkbox"/> ⑥職員さんの性格や人格を否定していませんか？<br>「君、それでも学校でてるの？」 |
| <input type="checkbox"/> ③自分の権威をかさに叱っていませんか？<br>「院長の言う事がきけないのか」 | <input type="checkbox"/> 「あなた、性格悪いね」                               |

このような言い方では、職員さんから反感をもたれるか、萎縮させるかのどちらかで、仕事に対する意欲を失わせてしまうと、組織にとって大きなマイナスです。

### 職員さんを効果的に注意するコツ

- ルール違反については、他の職員さんの前で叱ることは効果的なので、まずは職員さんが共通認識の持てるルールを作っておくことが大切です。
- 一対一のときは、場所を設定し、目線の高さをあわせ、目を合わせられるようにセッティングしましょう。

**ステップ1** 日頃の仕事ぶりに対してねぎらいの言葉をかけましょう

**ステップ2** 一点に絞って、具体的に注意しましょう。

**ステップ3** 期待していることを伝えてはげしましょう。

**ステップ4** 叱った後はいつもと同じように接し、その後の行動を見守り行動が改善されたときは必ず誉めましょう。

職員一人一人の成長は、自院の成長に直結しています。効果的に誉め、効果的に注意し、自院の成長につなげましょう。

〔文章：(株)ハートデザイン 接遇トレーナー 中村 清美〕

# 平成21年度 アイエム商会医業経営コンサルティングチームのメンバー



氏名 山下 勝広 会社名 (有)アイエム商会 役職名 係長 担当 業務運営

URL <http://www.sompojapan-ag.com/a/im>  
当社は石川県医師会の関連団体として、数多くの会員の先生方へ加入をいただいています。団体契約（医師賠償責任保険、所得補償保険など）、その他損保・生保の取扱代理店として、保険の販売を行っています。  
また、平成15年10月に当社全従業員の同意のもと、医業経営コンサルティング業務を導入しコンサルティングチームを結成して、セミナーの開催・個別相談・ニュースの提供を通じて、医業経営の諸問題に対するアドバイスや役立つ情報の提供を行っています。



氏名 原 勝志 会社名 ㈱リスクマネジメント・ラボラトリー 役職名 金沢支店長 担当 保険・資産運用

URL <http://www.rml.co.jp>  
平成12年5月設立、本支店11拠点。全国21都道府県（北陸3県含む）の医師会・医師協同組合と提携し、医療機関経営という観点から、セミナー活動、情報提供、個別相談などを行っている。主な業務は、生命保険・損害保険の募集に関する業務、ファイナンシャルプランニング業務、資産計画の企画立案に関する業務、経営に関する講習会の開催に関する業務、企業の販売活動に関する人材育成のための教育及び育成業務など。



氏名 後出 博敏 会社名 税理士法人 ノチデ会計 役職名 代表社員・税理士 担当 税務・会計

URL [http://nochide\\_kaikei.tcnf.com](http://nochide_kaikei.tcnf.com)  
創業昭和51年。スタッフ(25名)の中に税理士・医業経営コンサルタント・中小企業診断士・社会保険労務士・行政書士・FP・事業再生士などを有する総合事務所。顧問先の多数を占める医業分野には特に力を注いでおり、「経営のトータルアドバイザー」として税務会計のみならず医業経営に関する情報提供・改善提案などを行っている。  
また、「医業経営塾」、「改正医療法セミナー」等の開催や、病医院の診療圏調査・患者分布調査なども実施している。



氏名 今村 修 会社名 今村会計事務所 役職名 所長・税理士 担当 税務・会計

URL <http://www3.ocn.ne.jp/~imamura/>  
昭和57年創業。相続税・事業承継対策、医療・社会福祉法人の会計指導・税務指導、経営計画の策定指導、経営審査等各種届出（行政書士業務）を主な業務内容とし、特に相続税・事業承継対策を中心に幅広い活動を行っている。



氏名 松浦 実利 会社名 ㈱メディカ・コンサルティング 役職名 代表取締役 担当 経営改善・経営相談

URL <http://www.mediciconsulting.co.jp/>  
平成19年6月、税理士法人 皇税理士事務所（現 皇&スターシップ 税理士法人）医業コンサルティング部を法人化。  
立地探しから行う開業支援や、法人設立支援、病医院のための友好的M&A、ISO審査、第三者評価など、皇経営グループの組織力を活かしたコンサルティングを展開。



氏名 畠 健祐 会社名 皇総合マネジメントオフィス 社会保険労務士法人 ツインズ 役職名 代表社員 特定社会保険労務士 担当 労務管理

URL <http://www.hatake.biz>  
当オフィスは30年の伝統と歴史、信用を誇り、法令に基づいた人事労務管理のエキスパートとして、企業の健全な発展と明るい職場作りに努め、クライアントの皆様と共存共栄を図ってまいります。



氏名 中村 清美 会社名 ㈱ハートデザイン 役職名 代表・接遇トレーナー 担当 接遇

URL <http://www.heart-d.com/>  
医療機関、歯科医院、社会福祉法人、介護保険施設、調剤薬局などのホスピタリティ産業を中心に、年間200回近くの接遇トレーニングを行っている。院内視察による現状把握と研修会を繰り返し継続的に行う事により、職員の方々は成功体験を積みながら本院の理念に向かって、確実にレベルアップする結果を得ている。

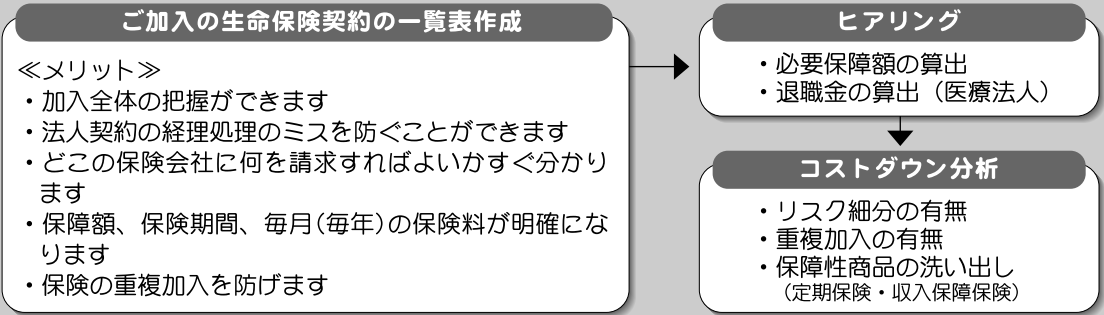
## 各種サービス(無料)のご案内

- (1)「患者アンケート」サポートサービス
- (2) 保険管理表作成サービス
- (3) 保険料コストダウン診断サービス (以下の通り)

### ●●● (3)『保険料コストダウン診断サービス』のご案内 ●●●

平成19年4月に生命保険料の大幅改訂が行われ、保険の種類によっては8～10%保険料が値下げになりました。更に、「タバコを吸わない方」や「健康体の方」などは最大20～30%の割引を受けることが出来、上記の改訂による値下げと併せると相当なコスト削減も可能となります。  
生命保険は長い期間払い続ける「固定費」ですので、少しでも安く押さえてほしいものです。  
アイエム商会医業経営コンサルティングチームは、医業界を取り巻く変化に対し、医師会会員の皆様方のお役に立つべく情報の提供と対処の方法等のアドバイスをさせていただいておりますが、今回は、『保険料コストダウン診断サービス』をお知らせします。  
ご希望の方はご遠慮なくご活用いただきますようご案内申し上げます。

### 【保険料コストダウン診断サービス】の手順



## お問い合わせ先

石川県医師会指定保険代理店(関連団体)  
医業経営コンサルティングチーム事務局  
**(有)アイエム商会**  
<http://www.sompojapan-ag.com/a/im>  
E-mail: [ishikawa.mdcl.yk@eagle.ocn.ne.jp](mailto:ishikawa.mdcl.yk@eagle.ocn.ne.jp)  
[iwamoto@ishikawa.med.or.jp](mailto:iwamoto@ishikawa.med.or.jp)

〒920-8201  
金沢市鞍月東2丁目48番地  
石川県医師会・日赤共同ビル2F  
TEL: 076-239-3820  
FAX: 076-239-3821

複写・転写禁止